

# 納税をするには

税金はいつまでに納めればいいのか？



電子納税や振替納税を利用して納期限までに納付しましょう！

## 主な国税の納期限はこうなっています！

申告した税額を期限内に納付してください。

国税は申告した税額等について、納税者ご自身が納付の期限（納期限）までに納付していただく必要があります。

### ●主な国税の納期限

税目等		納期限	
申告所得税	平成21年分予定納税	第1期：平成21年 7月31日(金) 第2期：平成21年11月30日(月)	
	平成21年分確定申告	平成22年 3月15日(月)	
源泉所得税	納期の特例の承認を受けていない場合	源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日 (注1)	
	納期の特例の承認を受けている場合 (給与など特定の所得に限ります。)	平成21年1月～ 6月支払分：平成21年7月10日(金) 平成21年7月～12月支払分：平成22年1月12日(火) (納期限の特例適用者については、一定の要件の下で平成22年1月20日(水)となります。)	
消費税及び地方消費税	個人事業者の平成21年分確定申告	平成22年3月31日(水)	*直前の課税期間の消費税額(地方消費税は含みません。)が48万円を超える場合は、中間申告と納税が必要になります。
	法人の確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 (注1)	
法人税	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 (注1) *中間申告分については税務署にお尋ねください	
相続税	申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内(注1)(注2)	
贈与税	平成21年分申告	平成22年3月15日(月)	

注1) 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が納期限となります。

注2) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなられた方に係る相続税については、一定の要件を満たす場合に平成22年2月1日までとなります。

## 期限内に納税しないと延滞税がかかります！

納期限までに納付できない場合はお早めにご相談ください。



納税に困ったときは税務署に相談したほうがいわね

納税が期限に遅れた場合、又は振替納税をご利用の方が、残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税がかかる場合があります。

このような場合は、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

国税を滞納すると、財産の差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

### コラム

#### 延滞税の割合

納期限の翌日から2か月を経過する日までは「年7.3%」と「前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合、納期限の翌日から2か月を経過した日以降は年14.6%となります。ご注意ください。



# いろいろな納付方法を用意しています！

電子納税をはじめ、多様な方法で納税できます。

## 電子納税 (e-Tax)

すべての税目について、インターネットバンキングやATM等を利用して納税ができます。金融機関に向くことなく納税でき、場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります（開始届出書の提出など事前の手続が必要です。）。

電子納税には「登録方式」と「入力方式」の二つの方式があります。

★ 電子納税に関する詳細はe-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) でご確認ください。

★ 平成21年9月には、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用した電子申告等の送信後に、ワンクリックで届出をした預貯金口座から、即時または指定した期日に納付することができる新たな電子納税であるダイレクト納付を導入する予定です。



### ●登録方式と入力方式の違い

	登録方式	入力方式
内容	e-Taxソフトを使用して納付情報データを作成し、e-Taxに登録して電子納税を行います。	e-Taxソフトの利用による事前の納付内容の登録なしに、金融機関から直接納付する方法です。
対象税目	全税目	申告所得税・法人税・消費税のみ
納付手段	インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM	

注) 電子納税の場合、領収証書は発行されません。

### 振替納税

申告所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。あらかじめ、納期限までに預貯金先の金融機関又は税務署に口座振替依頼書を提出してください。

#### 【振替納税のポイント】

- 口座振替依頼書は国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードできます。また、金融機関や税務署にも用意しています。
- 振替納税は税目ごとに手続が必要です。
- 一度手続を行うと、同一税目については次回以降も振替納税となります。
- 確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

### 現金納付

#### ◎金融機関又は所轄の税務署で納付する場合

現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

#### 【ポイント】

- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。
- 納付書は、源泉所得税とその他の税目（一般用）では様式が違います。
- 納付書（一般用）は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に備え置いています。
- 源泉所得税の納付書（所得税徴収高計算書）は、所轄の税務署の窓口でお受け取りください。

#### ◎コンビニで納付する場合

コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。現金にバーコード付納付書（納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄の税務署等から発行されます。）を添えて、コンビニで納付してください。

税金はいろいろな納付方法があるんだな



## 還付金の受取方法

還付金の受取りは預貯金口座への振込みをご利用ください。

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及びゆうちょ銀行の預貯金口座に振込みが可能です。ただし、インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については、取引先のインターネット銀行にお問い合わせください。

#### 振込みを希望する場合の注意点

- 1 申告者ご本人名義の口座に限り振込みが可能です。  
預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれている場合、又は旧姓のままである場合は、振込みができないことがあります。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。  
平成21年1月から開始された、他の金融機関との間で使用する振込用の「店名（店番）」「口座番号」は記載しないでください。また、通帳等の再発行番号（記号と番号の間に表示される「-2」などの枝番）は記載しないでください。

その他に、税務署から送付された送金通知書を、指定されたゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に持参して還付金を受け取る方法があります。